

住居確保給付金の支給を希望する方は、この確認書と併せ申請書（様式 1-1）を提出する必要があります。

## 住居確保給付金申請時確認書

### 誓約事項

- 1 受給中、下記の求職活動等要件を満たすこと
  - 【離職・廃業の方（無職の方）】
    - ・月 1 回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
    - ・月 1 回以上、公共職業安定所（ハローワーク）等における職業相談等を受ける
    - ・月 1 回以上、企業等への応募又は面接を受ける
  - 【休業等により収入を得る機会が減少している方（無職以外の方、自営業含む）】
    - ・月 1 回以上、自立相談支援機関の面談等の支援を受ける
    - ・申請・延長・再延長時、休業等の状況について、自立相談支援機関に報告する
    - ・申請・延長・再延長決定時に自立相談支援機関における面談を受ける
- 2 申請者及び同じ世帯の者（以下「申請者等」という。）のいずれもが国の雇用施策による給付又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと
- 3 再支給の申請ではないこと（過去に住居確保給付金を受けたことがない）、又は、再支給の申請であるが、従前の支給終了後に新たに解雇（本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く）されたこと
- 4 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと

### 同意事項

- 1 以下のいずれかに該当した場合、支給が中止されること
  - ① 誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合又は就労支援に関する実施主体の指示に従わない場合
  - ② 常用就職又は給与等の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準を超える場合、またそのことを報告しない場合
  - ③ 支給決定後、住宅から退去した場合（借り主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により京都市内での転居が適当である場合を除く）
  - ④ 申請内容に偽りがあった場合
  - ⑤ 支給決定後、受給者又は同じ世帯の者が暴力団員と判明した場合
  - ⑥ 支給決定後、受給者が禁固刑以上の刑に処された場合
  - ⑦ 受給者が生活保護を受給した場合
  - ⑧ 支給決定後、疾病又は負傷のため住居確保給付金を中断した場合で、中断を決定した日から 2 年を経過した場合
  - ⑨ 中断期間中において、受給者が毎月 1 回の面談等による報告を怠った場合
- 2 支給決定後、支給に必要な範囲で、申請者の賃貸住宅への入居状況について、訪問確認を行う場合があること又は不動産媒介業者等に報告を求めること
- 3 支給に必要な範囲で、申請者等の資産及び収入の状況について、官公署に必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者等の雇用主その他の関係者に報告を求めること  
また、自治体の報告要求等に対し、官公署又は銀行等が報告することについて申請者が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること
- 4 支給に必要な範囲で、暴力団員の確認について、実施主体又は社会福祉協議会が官公署から情報を求めること

年　月　日

京都市長 殿

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者氏名

当初申請時

## ① 添付書類

## 1 本人確認書類

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等のいずれかの写し

## 2 離職関係書類

下記のいずれかを証する書類

- ・2年以内に離職又は廃業したことが確認できる書類の写し
- ・申請日において、給与その他の業務上の収入を得る機会が申請者の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し

## 3 収入関係書類

申請者及び同じ世帯の者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し

## 4 金融資産関係書類

申請者及び同じ世帯の者の金融機関の通帳等の写し

## ② 追加提出書類

## 1 求職申込関係書類（離職・廃業の方）

公共職業安定所から交付を受けた求職受付票（ハローワークカード）の写し

## 1 入居（予定）住宅関係書類

## (1) 住宅喪失者

不動産媒介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書（様式2－1）

## (2) 住宅喪失のおそれがある者

貸主等から交付を受けた入居住宅に関する状況通知書（様式2－2）